平成２２年（フ）第４１７号
奈良県宇陀郡曽爾村大字伊賀見1887番地
破産者　丸瀬　利春
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３２号
奈良県北葛城郡上牧町片岡台３丁目１番地12―501、前住所奈良県大和高田市大字池尻245番地の３
破産者　西山　清子
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３８号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目12番35号
破産者　宝技研こと　浅井　　仁
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第４３９号
奈良県北葛城郡王寺町畠田３丁目12番35号
破産者　浅井　晴美
1　決定年月日　平成23年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第３４号
大分県佐伯市蒲江大字猪串浦1007番地７
破産者　増尾　　哲
1　決定年月日　平成23年３月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２２年（フ）第２８５３号
札幌市西区八軒４条東４丁目１番13号　セゾンハイツ102号
破産者　下越　秀範
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３２８２号
北海道恵庭市桜町２丁目３番10―303号
破産者　南　　義宏
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１６０８号
仙台市宮城野区蒲生２丁目12番地の17
破産者　佐藤八重子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７０１号
茨城県常陸大宮市野口平235番地の１
破産者　圷　　光雄
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２１号
茨城県稲敷郡美浦村大字木原1883番地142、開始決定時の住所茨城県稲敷郡美浦村大字信太291番地５
破産者　埜口　正志
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３８号
茨城県つくばみらい市西ノ台20番地７
破産者　宮本　寛司
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３３９号
茨城県つくばみらい市西ノ台20番地７
破産者　宮本ゆり子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第４４６号
埼玉県鶴ヶ島市大字太田ケ谷968番地３
破産者　島田　　明
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第７７９号
千葉県船橋市東船橋３丁目36番３号、前住所埼玉県所沢市大字荒幡672番地タカーラ・ハーヴェスト102
破産者　目黒　洋子
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９０６号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡５丁目１番８―308号、前住所埼玉県ふじみ野市大井中央２丁目13番６号
破産者　山根　佳昭
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５５号
埼玉県所沢市寿町27番７―611号　コンセールタワー所沢
破産者　佐藤　周平
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９５７号
埼玉県所沢市上新井２丁目16番地の８　カームハイツＡ―101
破産者　進藤　洋悦
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２９５３号
横浜市港南区芹が谷３丁目34番５―203号
破産者　永田　康介
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４３０号
神奈川県横須賀市林５－９－１、住民票上の住所横浜市瀬谷区橋戸１丁目35番地１　アーバンドエル瀬谷17―402号
破産者　小島　　清
1　決定年月日　平成23年３月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部